

都市高速道路外かく環状線及び外環ノ2に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成22年12月22日

提出者

9番 近藤和義

12番 落合勝利

4番 梶 雅子

7番 川名ゆうじ

20番 与座 武

22番 山本 あつし

25番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 島崎 義司 殿

都市高速道路外かく環状線及び外環ノ2に関する意見書

昭和41年に都市計画決定された東京外かく環状道路計画について、武蔵野市議会では、地域分断や環境悪化など、住民の生活環境に重大な影響を及ぼすとして本道路計画に対し、昭和42年に全会一致で「外環道路反対特別委員会」を設置し当時の計画に反対を継続してきた。

その後、平成13年に高速道路部分の高架構造方式を地下方式に変更する案が示されたが、これは良好な住環境を守ろうとする周辺住民や行政、議会を中心とした、長年の反対運動の成果であると理解するものであるが、事業による地盤や地下水への影響、災害や事故発生時への対応、工事期の残土搬出や地下水の排水による周辺への環境影響、費用対効果などの検討課題に対し満足できる情報が出されていない。また、建設財源の見通しも示されていないままとまっている。

一方、本来、外環計画は都市計画上では外環ノ2と一体となった計画であると認識されており、本線を大深度地下方式に変更すれば、外環ノ2は即時に廃止されるものと思うのが沿線住民も含めた一般的な考えである。現在、「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」がもたれていることは一定の評価ができるものである。しかし、外環ノ2の方向性については、いまだに明確になっておらず、地域住民の不安が払拭されていない状況にある。武蔵野市議会としても同様に大きな懸念を抱くものである。

よって武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持や沿線住民の安全を確保するため、下記事項を国及び東京都に強く要望する。

記

- 1 今後、外環計画については、国及び東京都は、対応の方針に示されているように、住民や自治体が求める具体的な対策や正確な情報の公開と丁寧な説明、協議を通じ、不安や懸念の払拭に努めること。
- 2 外環ノ2については、まず全面廃止案を加え、正確な情報の公開とともに引き続き地元住民・自治体との協議・対話を重視し、解決に努めること。
- 3 外環本線については、まず正確な情報の公開と住民の不安や懸念を払拭すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司

内閣総理大臣
環境大臣
国土交通大臣
東京都知事

あて